

令和8年第1回定例会
 (厚生文教委員会)
 議案第22号資料

令和8年3月4日
 生涯学習部公民館

公民館使用料導入に関する調べ

1 小金井市公民館施設使用料導入に係る市民説明会

(1) 開催結果

施設	日時	会場	参加者数
貫井南分館	令和8年2月9日(月) 午後6時から午後7時40分まで	学習室A・B	25人
緑分館	令和8年2月10日(火) 午前10時から午前11時40分まで	学習室A・B	38人
東小金井駅開設記念会館マロンホール※	令和8年2月12日(木) 午後2時から午後3時25分まで	会議室A	25人
貫井北分館	令和8年2月13日(金) 午後6時から午後7時20分まで	学習室A・B	27人
公民館本館	令和8年2月14日(土) 午後2時から午後3時45分まで	学習室B	38人
計			153人

※ 公民館東分館臨時休館中の代替で実施

(2) 主な意見等(要約)

ア 使用料導入に係る意見等

(意見) 公民館は社会教育奨励のための施設であり、教育は無償であるので、受益者負担を理由に使用料を導入するべきではない。

(回答) 公民館に導入する使用料は、民間事業者等が施設を貸し出す際に、その機能の対価として徴収する使用料とは異なり、受益者負担の考え方による。

受益者負担は、公共利用を目的に、税金により設置した施設を、個人等が使用許可を受け、私的に使用する際に、公平性確保の観点等から最低限の使用料をいただくものである。なお、公民館の設置目的に鑑み、社会教育に関する事業を行う団体等の使用については無料としている。

(意見) 使用料導入に向けた今後のスケジュールを教えてください。

(回答) 現在、令和8年第1回市議会定例会に係る条例を提出しており、議会で可決後、使用料の導入が正式に決定する。使用料の徴収は、令和8年9月使用分からを予定しており、それまでの間は現行どおり無料でお使いいただくことになる。使用料導入前に、公民館利用に係るルール等を定めたガイドライン(利用の手引)を作成し、改めて利用者向けの説明会を開催したいと考えている。

(意見) 今回の説明会で出た意見等を制度に反映してほしい。

(回答) 貴重な御意見として今後の公民館運営の参考としたい。今後作成するガイドライン(利用の手引)の中に、取り入れられるものについては取り入れていきたい。

イ 料金に係る意見等

(意見) キャンセルする場合は、キャンセル料はかかるのか。

(回答) 公民館に使用料を導入する第一義的な目的は利益の確保ではないため、現時点でキャンセル料を徴収する予定はない。しかし、使用料導入の目的として、安易かつ過度に施設を予約することを抑制し、効率的な運用を行う必要があるため、直前キャンセル又は無断キャンセルに対しては、最初は口頭による注意としつつ、状況が改善されない場合はペナルティを課すなど、検討する必要があると考える。

(意見) もともと予約していた時間よりも使用が短くなった場合、差額は返金されるのか。

(回答) 使用料は、予約した時間に応じた額を使用直前に窓口で納めていただき、一度納めていただいた使用料は原則として返還しない。このため、予約する際は時間の設定に注意願いたい。なお、天災、設備の故障等により使用の途中で使用できない状態になった場合は、その分の返還は行う。

ウ 使用料無料又は減免団体に係る意見等

(意見) 社会教育関係団体と公民館使用登録団体の違いについて教えて欲しい。

(回答) 社会教育関係団体は、小金井市社会教育関係団体登録要綱（生涯学習課所管）に基づき、登録の申請をしていただき、一定の要件を満たし認められた団体で、継続的・計画的に社会教育に関する事業を実施する団体が該当する。公民館使用団体は、社会教育に係る活動を行う団体として、公民館に登録いただいている団体である。

(意見) 連盟など上部団体のみが既に社会教育関係団体に登録している場合、未登録の下部団体はどうなるのか。

(回答) 下部団体についても、上部団体と同様の事業を行う団体として無料の扱いとする予定である。

エ 券売機に係る意見等

(意見) キャッシュレス券売機を設置する理由は何か。

(回答) 公民館窓口で直接現金を支払う方法についても検討したが、公民館には管理を委託している館もあり、土日や時間帯によっては、市の職員が不在となる場合もある。このような中では厳格に現金を取り扱うことが難しく、委託事業では委託料の増加も見込まれる。このため、券売機を導入することで、委託先等との直接的な金銭の授受をなくし、キャッシュレス決済機能を搭載することで使用料を支払う皆様にとっても利便性が高いと判断した。イメージとしては、市総合体育館に設置されているキャッシュレス決済機能付き券売機である。

(意見) 現金は使えるのか。

(回答) 現金は使用可能である。現金のほかに P a y P a y やクレジットカード等が使用可能な券売機やキャッシュレス決済機能付き券売機である。

(意見) 領収書は出るのか。

(回答) 利用券と一緒に券売機から領収書を出すことを予定している。

オ その他の意見等

(意見) 公共施設予約システムはこれまでどおり使えるのか。

(回答) 公共施設予約システムは従前通り使える。

(意見) 複数人での利用を予定し予約したが、当日に都合が悪くなり一人しか来られない場合は、使用できるのか。

(意見) 一人での利用を前提とした予約は不可であるが、当日急遽都合が悪くなった方がいて、結果として一人となった場合の使用は認める。

(意見) 無料の規定なども整備されており、使用料が維持管理に充てられるのであれば、使用料導入には賛成である。

(意見) 使用料はもっと早くから取るべきであった。今後、不適切な利用を改善してもらいたい。

(意見) 夜間や土日の窓口職員にも、運用のルールや使用料の取扱い等について周知・徹底しておいてほしい。

(意見) 使用料を導入するのであれば、施設の修繕や備品の更新も行ってほしい。

(意見) 集会施設との住み分けを適切に行うべきである。

2 施設使用料導入に関し寄せられた意見、要望等 別紙1のとおり

3 財政効果

(1) 経緯

公民館中長期計画に沿った有料化の場合、全5館で使用料見込額が年間数万円程度との試算が得られたことから、効率性、効果性の観点等から課題があるとの指摘を踏まえ、公民館運営等に要する年間の維持管理費、公民館使用団体等の利用状況、都内及び近隣3県の他自治体の公民館における使用料の導入状況等を基に公民館運営審議会で協議を行った。その後、令和7年8月に「小金井市公民館の施設使用料の導入について(提言)」を受け、小金井市受益者負担基準の考え方等に基づき、公民館の施設使用料を利用する団体に納めてもらうことが妥当であるとの判断に至った。

(2) 歳入見込

令和6年度利用状況を抽出し、対象を団体名により推測し見込んだ(別紙2のとおり)。

4 公民館がこれまで地域課題解決に果たしてきた実績

公民館は、昭和21年に文部次官より「公民館の設置運営について」が通知され

たところから始まり、昭和24年に制定された社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条において、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」施設と規定されている。

小金井市では、昭和28年4月に小金井市公民館条例が制定されて以降、制定当初から、各事業の企画実施を円滑にするために公民館企画実行委員を置き、市民とともに各種講座を企画、運営してきたことが大きな特徴である。公民館主催講座から生まれた各種団体が、今でも活動を継続していることから、住民の教養の向上、社会福祉の増進等に一定寄与しているものとする。また、昭和43年に福社会館内に公民館が設置されて以降、本町分館や貫井南分館等の設置の変遷を経て、小金井市公民館運営審議会における審議及び公民館企画実行委員との連携により運営してきており、地域コミュニティの活性化、教育・文化活動の推進、地域情報の共有・発信等、住民自治を育んできた実績がある。

5 公民館利用団体登録制度の成り立ち

公民館をサークルや地域住民の集会等に供する仕組みは、昭和43年に施行された小金井市公民館条例以来不変であるが、特に団体登録を促す規定等はなく、申請時に団体名を申請書に記入するのみであった。また、公民館施設利用予約の仕組みは、利用前月（後に前々月に変更）の指定された日に利用希望団体（個人を含む。）が一堂に会し、抽選及び利用調整会を実施していた。

この方法については、利用希望団体からは、顔が見える関係性ができるのは好ましいという評価があった一方、「月に一度必ず行かなければならないのは面倒」「調整時間が長い」「直接交渉がづらい」「強い団体に押し切られる」「個人での施設利用はふさわしくない」等の声もあった。

平成18年に「小金井市公共施設予約システム」が導入されることにより、利用者がインターネットを介し予約することが可能になり、また、利用環境を持っていない利用者は公民館窓口に設置した端末による予約を可能とし、また、端末操作が不得手の団体は、インターネット抽選終了後、窓口において直接予約ができる時間を設けることにより、利用者から一定の評価を得ることとなった。

その際、サークルがインターネットによる諸室予約を行うための整理及びそれまで課題となっていた個人による公民館諸室の占有利用についての対応のため、小金井市公民館使用団体登録要綱（平成18年1月11日制定）を定め、現在の利用方法が確立された。

6 三多摩テーゼ及び公民館三階建論概要

(1) 三多摩テーゼ

「三多摩テーゼ」は、昭和30年代後半から昭和40年代までにかけて東京・三多摩地域公民館関係者、社会教育関係者によってまとめられ、三多摩の公民館のあるべき姿を提唱した「住民が主役の公民館づくり」の考え方を示し、三多摩公民館連絡協議会等が発表した一連の報告書や宣言の総称である。現在は、昭和49年3月に三多摩の公民館職員、社会教育関係者によって検討され発行された報告書「新しい公民館像をめざして（東京都教育庁社会教育部発行）」を指すことが多い。

中心となる考え方は「公民館は、住民の自主的な学習と自治を育てる場である」というものであり、公民館は「貸館」ではなく、地域の人が学び、話し合い、行動するための拠点だという考え方で、社会教育法を背景にしている。

(2) 公民館三階建論

「公民館三階建論」は、昭和20年代後半から昭和30年代までにかけて、社会教育関係者が実践や研究・整理の中から、公民館の機能と構造を整理した概念を、公民館の機能を建物の三階建てに例えて説明した考え方「集まる⇒学ぶ⇒社会を変える」という発展構造を示した。

ア 1階：集会・交流の場（誰でも気軽に集まり、つながる場所）

イ 2階：学習・組織化（学びを深め、グループが育つ）

ウ 3階：自治・社会参加（学習の成果を地域社会にいかす）

7 使用料減額免除の具体的取扱い

下記について、必要に応じ規則等で定めるよう検討している。

(1) 市、教育委員会、都・国の機関等の公的機関（第10条第1項第1号）

(2) 障がい者、介護者及びその支援者で構成している団体であって、公民館使用

登録の承認を受けている団体にあつては、免除申請を受けた際ヒアリング等により判断を行う。(第10条第1項第2号)

- (3) 社会教育関係団体として承認を得ている団体並びにその下部に属している団体。また、小金井市福祉団体補助要綱(昭和52年7月1日制定)第2第2項に規定されている団体(第10条第1項第3号)
- (4) 団体代表者及び連絡者が18歳以下であり、かつ、連絡責任者を除く団体構成員が主に18歳以下で構成されている団体(第10条第1項第4号)
- (5) 上記(1)から(4)までに含まれない公民館使用登録団体を2分の1減額(条例第10条の2)

2025年5月23日

小金井市
大熊教育長
平野生涯学習部長
鈴木公民館長
小金井市 公民館運営審議会委員各位

公民館施設利用料問題を考える市民の会
連絡担当

小金井市公民館施設利用料導入についての要望書

日頃から小金井市の社会教育行政の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

私たち公民館を日常的に利用している市民及び利用団体は、現在、第37期小金井市公民館運営審議会で審議中の公民館施設利用料導入についての議論及び小金井市公民館施設利用料導入について、大きな関心と懸念を抱いております。

多くの市民や利用団体は、利用料導入の議論が行われていることさえ、知らされていない状況です。

つきましては、標記の件について、公民館利用団体の有志より要望書を提出いたします。

本要望書に対しては、**6月30日(月)までの回答を希望いたします。**ご多用とは存じますが、上記担当者連絡先までご連絡を賜りますようお願い申し上げます。

記

要望事項

小金井市及び公民館運営審議会委員の皆さまと、公民館利用者との意見交換など懇談の場を設けてください。

公民館利用者との意見交換や納得の得られる懇談の機会がないままに、施設使用料の導入及びルールの提言を行わないでください。

本件に係る事由は以下の通りです。

1 「小金井市公民館中長期計画」では無料と記載

令和3年3月、第35期公運審答申を踏まえて小金井市教育委員会が発行した「小金井市公民館中長期計画」では、公民館施設使用料の有料化について以下 1の(1)(2)の記載があります。(中長期計画 16、17ページ参照)

(1)公運審の有料化に係る基本的な考え方

- ① 憲法で規定する基本的人権の一つとして学習権の保障があり、すべての国民は等しく教育を受ける権利を有しています。(憲法第11条、第26条)(教育基本法第4条)
- ② 経済的な理由により、教育の機会を失わないよう配慮が必要です。
- ③ 学習権の保障の一環として、教育基本法および社会教育法では公民館を社会教育の実践の場として位置付け、公民館活動が行われてきました。
- ④ 上記の考えに基づき、本市では公民館使用料は無料となっています。

(2) 公運審としての考え方

有料化に係る基本的な考えに立ち、公民館での活動は、従来通り無料とします。

2 第36期、第37期公運審の検討経緯を踏まえて

35期公運審では、前記のごとく公民館の活動は従来通り無料との考えが示されました。第36期公運審では、小金井市行財政改革2025に基づき、公民館の維持管理費等について近隣自治体の状況等に係る調査し検討したが、結論が得られず、第37期公運審に「公民館の施設使用料の設定に関する申し送り書」が提出されました。

第37期公運審では、上記「申し送り書」に基づき検討を加え、今回の「提言書」案がまとめられました。しかしながら、「提言書」案には、何故、中長期計画で決めている公民館施設使用料無料を有料に変更するのか、根拠、理由がいまだ明確にされていません。

また、37期第12回の審議会で配布された「資料3」「公民館活動団体における事例検討」を根拠に有料化のルールを決定することは非常に疑義を感じております。理由として、所属団体の活動がどの事例に当てはまるか不明確であるとの意見が、公民館利用団体の中で数多く上がっているからです。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課・財団法人ユネスコ・アジア文化センター発行の公民館についてのリーフレットには、「公民館は、住民同士が「つどろ」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しています。」との記載があります。私たち市民は、公民館活動を通して、「つどろ」「まなぶ」「むすぶ」こと、そして、人、地域づくりを長年積み重ねてきました。それは、審議会委員の皆さまも同じだと思います。社会教育法第20条にある公民館の目的を今一度市民と行政の共通認識とし、審議会委員と市民との利用者懇談会を実施することで、委員の皆様には私たち市民の理解と納得、そして協力ができる小金井市公民館施設利用料導入についての提言を行っていただけるものと期待いたします。

公民館長におかれましては、公民館運営審議会委員と市民が真摯に語り合あう場を設けていただきますよう、お願い申し上げます。

要望書賛同団体名称及び個人名(50音順)

団体

いかそう！子どもの権利条例の会 184こがねい編集室 NPO法人こがねい子ども遊パーク
オカリナフォレスト おはなしのなかま ミヨっこだん 「教育って、なんだろう？」こがねい連絡会
クリスタル 公民館のあすを考える会 こがねい女性ネットワーク 小金井平和ネット
小金井保育問題連絡協議会 KOKOぶらねっと こどものかばん きしゃぼっぽの会
生活と自治を読む会 陶芸グループ「陶月」 なないろ めくい会茶道部
はけの自然と文化をまもる会 発達にアンバランスのある子どもの親の会ひまわりママ

個人

■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■

歳入見込詳細

		第10条第1項 第1号	第10条第1項 第2号	第10条第1項 第3号	第10条第1項 第4号	第10条の2	左記以外の団体
本館	団体数	0 団体	0 団体	34 団体	0 団体	265 団体	0 団体
	歳入見込額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	567 千円	0 千円
貫井南分館	団体数	1 団体	0 団体	17 団体	0 団体	190 団体	3 団体
	歳入見込額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	737 千円	2 千円
東分館	団体数	1 団体	1 団体	29 団体	0 団体	254 団体	4 団体
	歳入見込額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	736 千円	6 千円
緑分館	団体数	1 団体	0 団体	61 団体	0 団体	350 団体	1 団体
	歳入見込額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	2,449 千円	1 千円
貫井北分館	団体数	1 団体	7 団体	126 団体	0 団体	422 団体	0 団体
	歳入見込額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	2,381 千円	0 千円
合計	団体数	4 団体	8 団体	267 団体	0 団体	1,481 団体	8 団体
	歳入見込額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	6,870 千円	9 千円

※公民館事業の使用を除く。